

2018年12月5日に提出した3回目の質問状に対して2019年3月8日に東京都より回答がありました。以下質問と回答を併せて記載します。

## 放射35号線を考える会

東京都都市整備局都市基盤部 街路計画課長 澤井正明様  
東京都建設局道路建設部 道路環境担当課長 有江誠剛様

放射35号線を考える会 代表 神津眞久

日頃都政にご尽力頂き感謝致しております。本年2月にご回答頂いてから10か月近くが経過しました。この間練馬区内では10月第四次事業計画路線のうち補助156号線の実施に向け説明会が開かれました。また11月には放射36号線のまちづくり計画(素案)説明会が開かれ、道路行政が着々と進んでいる事が分かります。私たちは先日道路予定地の早宮、練馬、桜台を27~35mのスケールを当てがいながら大勢で街歩きをしました。35号線延伸部(タテ3)が時代の要請に反した、住民の暮らしを壊す不要、不急な道路であることを改めて認識しました。前回の質問と重複する箇所があるかもしれませんが再度質問を致しますので、ご回答をお願い致します。

30 建道建計第 274 号

30 都市基街第 428 号

平成 31 年 3 月 8 日

### 放射 35 号線を考える会

代表 神津 眞久 様

建設局道路建設部

道路環境担当課長 有江 誠剛

都市整備局都市基盤部

街路計画課長 澤井 正明

- 1 前回お答え頂いて以降 将来の自動車交通量の推計、道路の概略設計は進んでいるでしょうか。出来るだけ具体的にお示してください。前回未定とされましたが、特に2車線または4車線の道路構造検討状況についてお答えください。

回答：放射35号線(環状7~放射36)の将来の自動車交通量の推計及び道路の概略設計等の検討を進めております。ご説明できる段階になりましたら地域の方々への説明会等を開催させていただきます。

- 2 タテ3は現道なしで第一種住居専用地域の早宮の住宅街を貫通します。幹線道路の4車線は道路構造令により両側各10mの環境保護帯が求められます。幅員27mでは環境保護帯が設けられません。その点はどのように考えますか。

回答：環境施設帯は、都道における道路構造の技術的基準に関する条例(以下「道路構造条例」という)において、「住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案し、良好な住居環境を保全をする必要があると認められる地域を通過する道路には、必要に応じ、環境施設帯を道路の各側または右側若しくは左側に設けるものとする。」と定めています。

放射35号線(環状7~放射36)の道路構造は、現時点では決まっておりません。道路計画の策定にあたっては道路構造条例に加え、沿道の土地利用状況や環境保全対策なども検討しながら、適切に対応してまいります。

- 3 もし2車線であれば、幅員27～35・42mや立体交差は根拠を失い、国の認可は受けられない理屈になり、根本から計画の見直しを迫られます。2車線に決定した場合の対応をお答えください。

回答：「道路構造令の解説と運用（平成27年6月）公益社団法人 日本道路協会」において、第3種または第4種の普通道路について、「いずれか一方の普通道路が2車線の場合は、平面交差を原則とする。ただし、交差点の交通量、交通の安全、道路の機能からみて、立体交差が望ましい場合はこの限りでない。」と記載されています。

放射35号線（環状7～放射36）の車線数は、都市計画に定めておりません。道路計画の策定にあたっては道路構造条例に加え、沿道の土地利用状況や環境保全対策なども検討しながら、適切に対応してまいります。

- 4 一昨年第四事業所で36号線の買収の目途が立てばタテ3に掛かると伝えられました。36号線（氷川台～羽沢区間）の買収はどこまで進んでいるのでしょうか。買収終了予定時期はいつ頃と考えていますか。一部工事が始まっていますが、完成予想時期と併せお答えください。

回答：放射35号線及び放射36号線（環状7～補助237）の用地取得率は約64%です。（平成30年4月時点） 事業期間は平成36年（2024年）3月までです。

- 5 交通量の漸減が定着している昨今、本来であれば36号線の完成後に車両通行量を検討し、タテ3の有り様を考えることが合理的と普通は考えます。タテ3の計画を大幅に遅らせることにはなりますが、日本の将来を見据え、また費用を抑え、立ち退きの犠牲を避けるために必要な措置と考えますが如何ですか。

回答：放射35号線（環状7～放射36）は、「東京都における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）平成28年3月 東京都・特別区・26市2町（以下、第四次事業化計画という）」において、今後10年間（平成28年度から平成37年度（2025年度）まで）で優先的に整備すべき路線（以下、「優先整備路線」という）に選定しています。

第四次事業化計画の策定にあたって、必要性を確認するための一環として予測した将来交通量は、広く一般に用いられている予測手法を活用し、将来の人口配置や経済の動向などを考慮し、将来の道路ネットワークとの関係から予測しています。

第四次事業化計画の策定において予測した、放射35号線（環状7～放射36）の将来交通量は、一日当たり約23,000台～26,000台であり、一日当たり6,000台以上となることから、都市計画道路として今後も必要であると評価しました。

- 6 前回の回答で都は放射35号線（環七～放射36）を「主にミッシングリンク(分断されている区間)の解消に寄与する区間」との位置づけを示されました。これは現在事業中の放射35号線（北町～早宮）は分断されたままになるので早宮～環七間を優先的に整備する必要があるとの認識だと思います。しかし、放射35号線（北町～早宮）は事業中ですが、それに先立ち環境影響評価書を作成しその中で次のように事業目的を示し住民に説明しています。『東京都市計画道路放射35号線は図に示すように同第36号線と接続して、池袋と練馬区北部(新大宮バイパス)を結ぶ幹線道路であり、交通の円滑化や地域の健全な発展に寄与する道路として早急に整備を行う必要がある』つまり事業中の放射35号線は放射36号線と繋がるのが目的であり、そのことが達成されれば分断状態はなくなるのです。放射35（早宮～環七）は分断解消の相手にはなっていないのです。そうすると放射35号線（環七～早宮）の骨格幹線道路としての重要性、役割の根拠は何なのでしょう。具体的にお答えください。

回答：放射35号線（環状7～放射36）は、都内や隣接県を広域的に連絡し、高速道路国道をはじめとする主要な道路を結び、枢要な交通機能を担う幹線道路であることから、第

四次事業化計画において、骨格幹線道路に位置付けております。また、骨格幹線道路のミッシングリンク（環七～放射36）の解消や、歩行者、自転車、自動車それぞれの安全を確保し、地域の安全性の向上等に寄与することから、優先整備路線に選定していません。

- 7 第四次事業計画で練馬区の抱えている優先整備路線は20本です。補助156号線の説明会が10月に開かれましたので、残る未着手道路は19本です。事業期間はあと7年余を残すのみです。優先順位の決定は第四建設工事事務所が練馬区の意見と擦り合わせると聞いていますが、タテ3について現在練馬区からこういった要望が出ているのでしょうか。

回答：優先整備路線を選定した第四次事業化計画を策定するにあたり、東京都と特別区及び26市2町が連携・協働で検討を進めました。優先整備路線の優先順位について、現時点で練馬区からご要望はいただいております。なお、東京都施行の優先整備路線の着手の担当部署は道路建設部計画課になります。

東京都では事業着手に先立ち、地域の方々への説明会を開催し、事業の概要等についてご説明させていただくこととなりますが、現時点で具体的な着手時期は未定です。

- 8 優先整備路線の内に、練馬総合運動場を横断しタテ3と交差する補助172号線があります。以前（H28年2月）第四建設工事事務所を訪ねた際、交差部分の道幅確保のため、タテ3の工事着工が172号に優先すると聞きました。現在もこの認識に変更はありませんか。率直にお答えください。

回答：補助172号線（放射35～早三東通り）につきましたも、放射35号線（環状7～放射36）と同様、第四次事業化計画において、優先整備路線に選定しております。なお、着手の順番は定めておりません。

- 9 練馬区が第2次みどりの風吹くまちビジョン（素案）を発表しました。緊急の事であり、追加質問を致します。上記の質問と重複する箇所がありますがご了承ください。

練馬区は戦略計画の中で、「今後5年後（平成35年）に優先整備路線を14km着工する」としています。添付書類をご覧ください。タテ3が加わらなくてはこの延長距離には至りません。練馬区の並々でない道路建設への意思を感じ取れます。パブコメを経て近々道路明細が発表されるでしょう。

質問です。

- ① 着工とは「事業承認され買収に入る事」と練馬区は認識しています。都は練馬区と十分な打ち合わせを行った結果の素案でしょうか。これまでの考えれば信じられないスピードです。都施行、区施行合計としても大変な工事量です。成算があつてのことでしょうか。

回答：添付いただいた「第2次みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン（戦略計画）【素案】平成30年12月練馬区」には、「今後5年間では、区内の整備率約7割を目指して、約14kmの事業着手に向けて取り組みます」と記載されています。

- ② タテ3が4車線であれば、複数工区にまたがるにせよ環境影響評価調査が義務付けられます。2年近い時間が必要です。その上ルールにのっとり説明会を始め各種の手続きが必要となります。5年以内に着手することは至難の業です。これをクリア出来るとお考えですか。
- ③ 5年以内に拘るとあれば、2車線で実施すると決定したと想像されますがいかがですか。道路構造図も仕上がっている筈ですがどうですか。できれば直ちに示してください。

回答：放射35号線（環状7～放射36）の道路構造は、現時点で決まっております。このため、東京都県境影響評価条例の対象となるかは未定です。

- ④ 前回、回答を受け取る際担当課長代理とのやり取りで、「たとえ2車線であっても道路用地は1mたりとも、減らしも増らしもしない」と明言されました。この認識は現在も変わりありませんか。

回答：放射35号線（環状7～放射36）は都市計画法に基き、位置及び区域等が定められています。また、繰返しとなりますが、現時点では決まっておりません。なお、都市計画を変更する場合、都市計画法に基き、都市計画案を作成・縦覧などし、都市計画審議会の議を経ることになります。

以上